

穴栗市(山崎)都市計画マスタープラン 改定について

建設部都市整備課

1. 都市計画及び都市計画マスタープラン

- 都市計画とは

都市計画とは、そこに住む者や来る者が安心・安全で快適に生活（活動）できる「まち」をつくるための計画です。

「まち」の将来あるべき姿「人口、土地の利用方法、主要施設等」を想定し、そのために必要な規制、誘導、整備を行い、まちを適正に発展させようとする方法や手段です。

- 都市計画マスタープランとは

市町都市マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるもので、長期的な視点から都市づくりの具体的なビジョンを示し、あるべき都市像を描くものです。

市の総合計画や兵庫県の都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に即して、都市づくりの理念と目標、土地利用の基本的な方向などを示します。

この構想をもとに、市民が主体となったまちづくりを推進し、都市全体の再編・整備を実現していくことをめざします。

2. 宍粟市(山崎町)都市計画の概要

- 都市計画区域

(当初)昭和27年2月19日 山崎及び城下地区を区域指定

【背景】

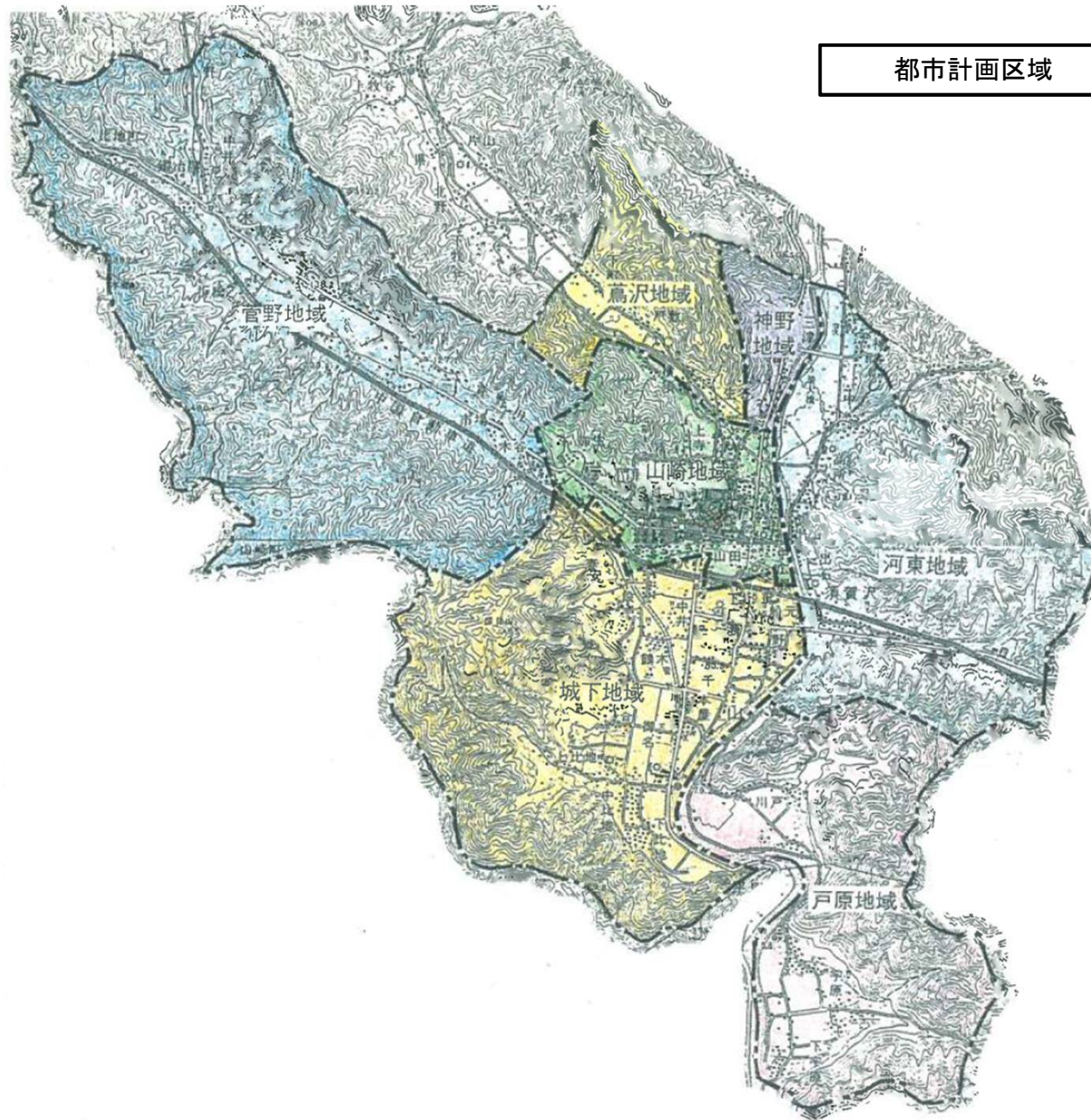
戦後の経済の発展、産業構造の変化等に伴い、全国的に産業と人口の都市への集中が激しくなり、広範に都市化現象が進行した。これに伴い、地方の拠点都市周辺における工場用地、住宅用地等の重要が高まり、農地、山林が蚕食的に宅地化され無秩序に市街地が拡散し、不良市街地が形成されるというスプロール現象が生じた。都市住民に健康的で文化的な生活を保障し、機能的な経済活動の運営を確保するためには、総合的な土地利用計画を確立し、その実現を図ることが必要であった。

(変更)平成4年1月28日 戸原地区全域
河東・神野・蔦沢・菅野地区の一部を指定し区域拡大

【背景】

国、県道沿いの土地利用の転換が顕著であると共に、市街地の周辺山間部では、西播磨テクノポリスの開発計画に関わる道路の整備計画(姫路鳥取線)などによる新たな開発動向があったことや、公共下水道に力点をおいて整備する区域として拡大した。

都市計画区域



2. 穴栗市(山崎町)都市計画の概要

- 市街地開発事業

(決定) 昭和47年1月21日 城下山田土地区画整理事業区域(約102.0ha)
平成6年1月11日 山田中井地区(イオン周辺)において民間施行により完了

【背景】

中国縦貫自動車道路及びインターチェンジの建設計画により、住宅開発が無統制に行われる可能性があり、公共施設の整備改善及び宅地の利用促進を図るため土地区画整理事業が決定された。

(廃止) 平成27年11月20日

【背景】

土地区画整理事業の実現に向け地元と行政が努力を重ねてきたが40年間未着手の状態が続いていた。区画整理事業に関連して都市計画道路整備や雨水幹線、生活道路等の整備が行えない状況や未着手の状態が長期間制限をかけ続けることを回避するため、区画整理事業を廃止し、課題となっている都市計画施設の整備を進めることとした。

2. 宍粟市(山崎町)都市計画の概要

- 都市施設

- (1) 都市公園 6公園

- 総合公園 最上山公園

- 近隣公園 本多公園・城の子公園・夢公園・せせらぎ公園

- 街区公園 ふれあい公園

- (2) 下水道

- ① 揖保川流域下水道(姫路、たつの、宍粟)

- ② 山崎町公共下水道

- (3) 都市計画道路

- ① 山崎都市計画道路 10路線(うち2路線廃止)

- 鹿沢新宮線・鹿沢線・山田下広瀬線・庄能下町線・今宿庄能線・船元三津線・船元線
・船元加生線

- ※廃止路線 本町生谷線・船元中広瀬線

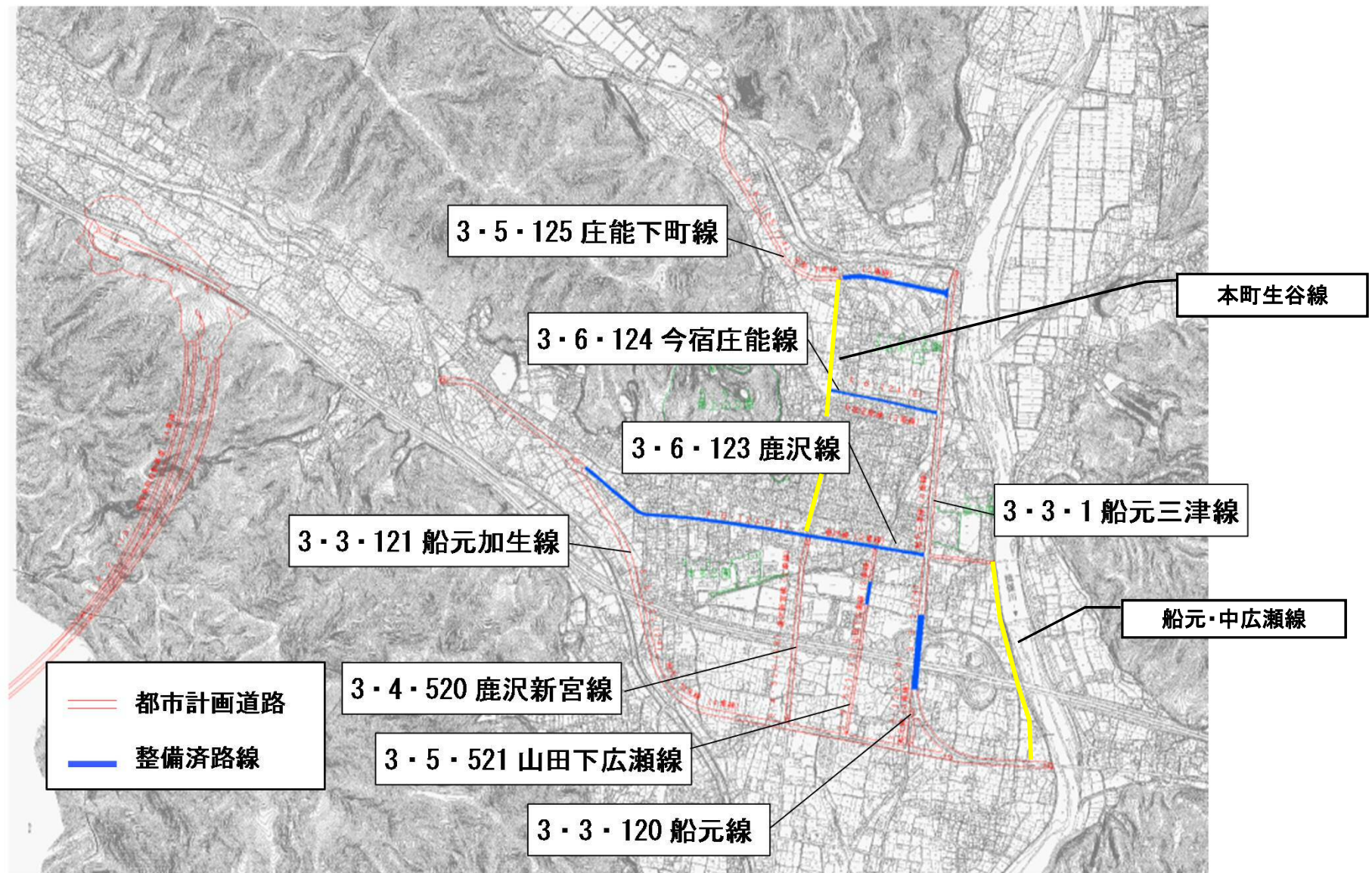
- ② 西播磨高原都市計画道路 姫路鳥取自動車道路

- (4) 用途地域

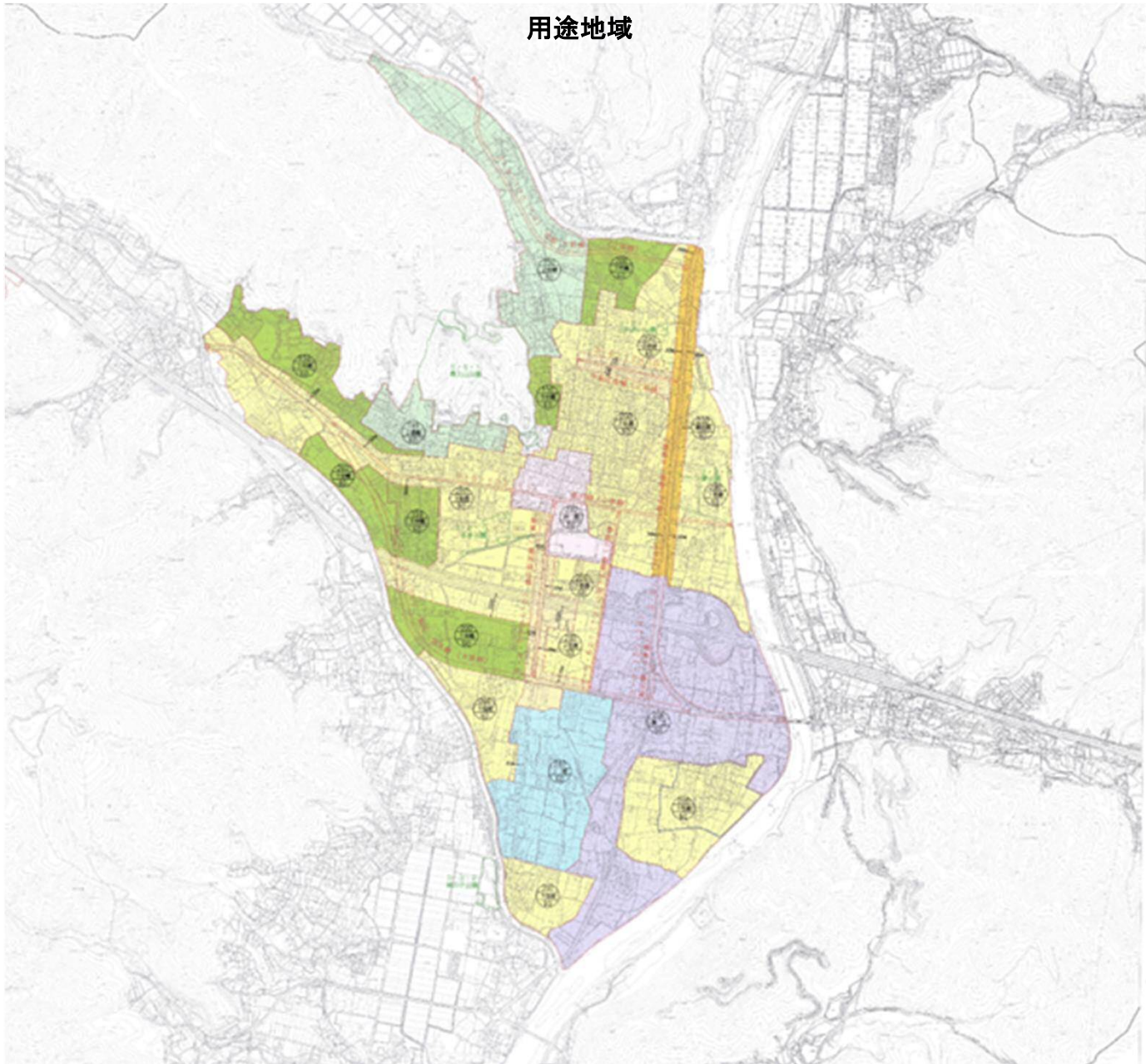
- 住居系5用途 商業系1用途 工業系2用途

- (5) 地区計画

- 野地区



用途地域



3. 山崎都市計画マスタープラン策定の経緯と背景

平成10年3月 山崎都市計画マスタープラン策定

【背景】

国際化・高度情報化等により産業構造の変化、高齢化・核家族化等による社会構造の変化が進展し、その一方で、ゆとりと豊かさを求めるなどライフスタイルも高度化・多様化してきた。

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が創設され、市町村自らが住民の参加のもと、都市の将来像や都市づくりの目標・課題、都市施設の整備方針、地域ごとの将来あるべき姿、実現に向けた方策を定めることとなった。

【都市づくりの理念】

人が集う(であう)まち/自然とふれあえるまち/快適に暮らせるまち/安心・安全なまち

「活気と潤いのある、住みよい田園文化都市の形成」

4. 都市計画マスタープラン改定の考え方

山崎都市計画マスタープランは策定後20年を経て、まちづくりを取り巻く変化、現行マスタープラン以降の都市計画を巡る変化、少子高齢化、人口減少社会の備えへの対応、多様な生活ニーズへの対応、都市計画の見直し、厳しさを増す財政状況など都市(まち)を取り巻く状況は大きく変化している。

また、地域活力の維持・発展していくためには、高齢者や障がい者、外国人等、誰もが暮らしやすく活動できるまちづくりを進める必要がある。



次世代につなぐ宍粟市の実現に向けた基本的な方針
実行・実現性のあるまちづくりを推進するマスタープランの策定

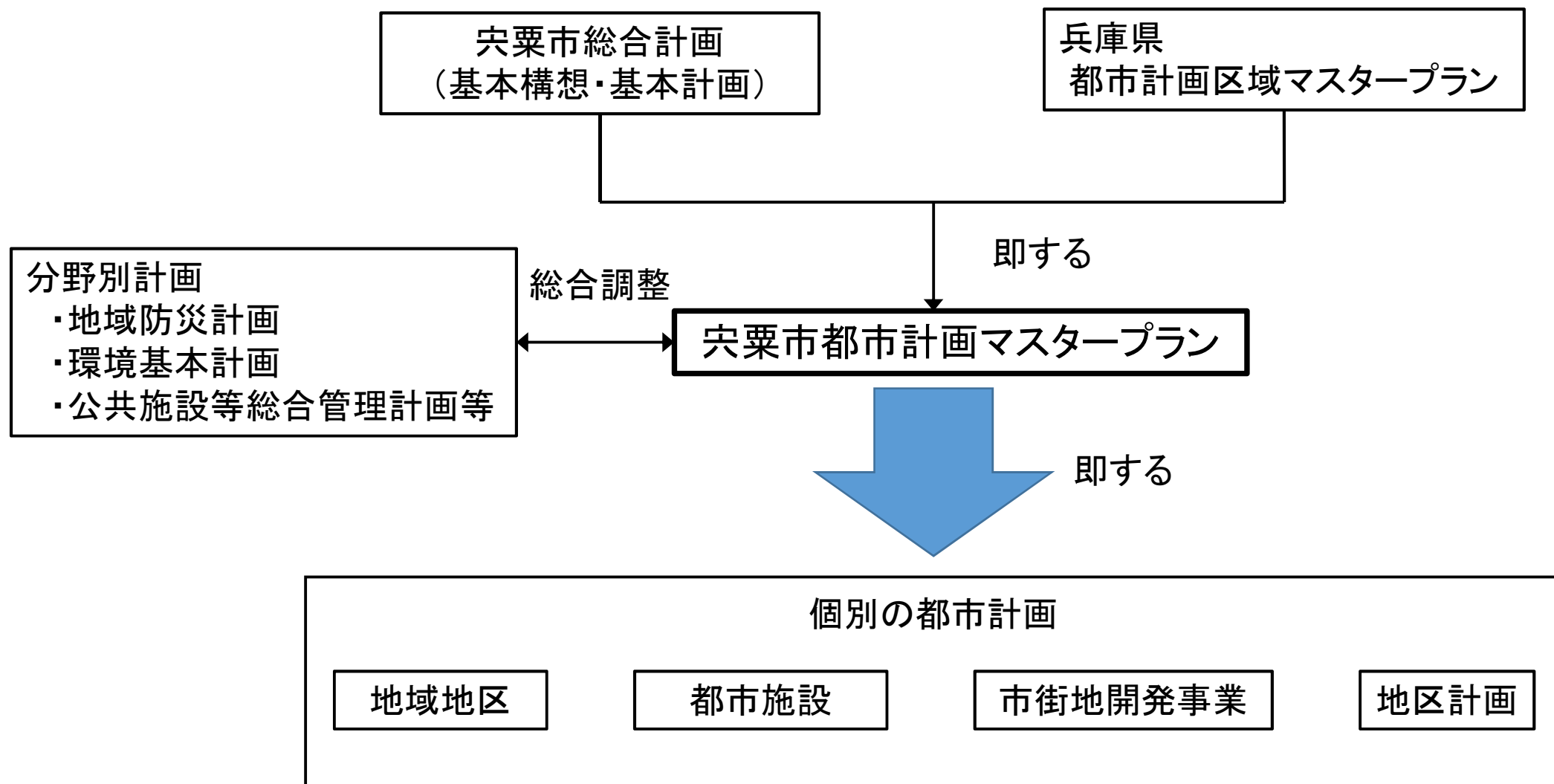
【目標年次】

長期的な視点をもって継続的に取り組む必要があるため、2045年頃のまちの姿を見据え、2030年を目標年次と定め、今後10年間で優先的に整備するものを示す。

【対象区域】

都市計画マスタープランの対象区域は、山崎都市計画区域とする。

5. 都市計画マスタープランの位置づけ



6. 都市マスの構成

- 都市計画マスタープランの構成(案)

【序 章】 基本的事項（位置づけ、計画期間、対象区域など）

【第1章】 現状と都市づくりの課題（計画範囲の現状、市民意向、都市づくりの課題等）

全体構想

【第2章】 都市の将来像（都市の将来像、人口フレーム、将来の都市構造、都市づくりの基本方針）

【第3章】 分野別方針（土地利用方針、交通、公園緑地、自然環境、下水道、河川、住環境、市街地整備、都市防災、景観形成など）

地域別構想

【第4章】 地域別構想（地域別の目標、地域別まちづくり構想）

【第5章】 実現化方策（まちづくりの手法、住民主体によるまちづくりの推進方針、まちづくりの計画推進体制、進行管理方策）

7. 検討体制

